# 内部統制システム基本方針

# 兵機海運株式会社

# 内部統制システム基本方針

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、次のとおり当社ないしその企業集団の業務の適正を確保するための体制(以下「内部統制」という)を整備する。

2024.4.30

**①取締役・使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制**
**(法399の13号第1号ハ)(規110条の4 第2項4号)**

・当社は「兵機コーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定し、企業としての意思決定の透明性や公正性を高めるための基本指針としてこの継続的な向上を図る。
・役員、社員が日常の業務を遂行するにあたって守るべき行動基準「コンプライアンス規程」を定め、社会的責任を果たし、関係法令を遵守した行動を実践する。また、その徹底を図るため、内部監査室をコンプライアンスの統括部署と定め、同部署を中心にコンプライアンス教育を行う。
・不適切な財務報告や不正に関連する情報が適時に監査等委員(会)に入るシステムとして「内部通報規程」を設け、相互牽制の強化を図る。

**②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制**
**(規110条の4 第2項1号)**

・取締役の職務の執行に係る情報については「文書管理規程」により保存・管理する。
・取締役は「文書管理規程」により常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

**③損失の危機の管理に関する規程その他の体制**
**(規110条の4 第2項2号)**

・リスクを全社的視点で、合理的かつ最適な方法で管理してリターンを最大化するために「リスク管理規程」を制定し、リスク情報の集約や全社的な管理体制を構築するために「リスク管理委員会」を設置し、リスクについては各部門で潜在的リスクも含めて定例的に洗替を実施する。
・さらに、高度な危機管理としての「経営危機管理規程」を制定し、当社の経営に重大な影響を与える不測の事態に必要な初期対応を迅速に行い、損害・影響等を最小限にとどめる体制を整える。

**④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**
**(規110条の4 第2項3号)**

・各種の専門的な経営課題については必要に応じて担当取締役が主導する会合等で検討し、月例の取締役会での審議を効率的にすすめるボトムアップの役目を果す一方、期間ごとに開催される支店長会議では、各店からの課題解決の方向性を定めた上で、期間単位で着実にこの進捗を評価、指導していくトップダウンの役目が融合し、取締役の職務の執行の効率化を図る。
・「職務分掌規程」「職務権限規程」により、職責の明確化と内部牽制が機能する体制を整備する。
・「兵機コーポレートガバナンス・ガイドライン」に従い、重要な判断事項では上程、事前審査、裁決と3段階の検討機関を経ることにより、より重点的効率的な職務執行を可能とする。

**⑤当会社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**
**（規110条の4 第2項5号 イ,ロ,ハ,ニ）**

・当社は、2024年3月期をもって連結子会社を清算結了し、単独会社となった。その為、現在は企業集団としての業務の適正を確保する体制の整備は行なっていないが、将来的に連結子会社等、企業集団を再構成する場合は、速やかに元の体制（＝企業集団の業務を当社の内部統制の管理下において当社役職員が直接執行し、業務適正性・グループの一体管理を実践）を整備する。
・当社は、内部統制担当部門（内部監査室）が主体となり内部統制規程集等、社内整備されている各種規程の遵守状況をモニタリングし、内部統制システムの実施状況を取締役会及び監査等委員会に報告している。

**⑥監査等委員会の職務を補助すべき者に関する事項（その者の独立性及び監査等委員会からの指示の実効性の確保に関する事項を含む）**
**（法399条の13第1号ロ）（規110条の4第1項 1,2,3号）**

・監査等委員会は、内部監査室の職員に監査等業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査等委員会よりその業務に必要な命令を受けた職員はこれに関し、監査等委員会以外の取締役から何ら指示を受けない立場で遂行しなければならない。
・取締役もまた監査等業務の遂行に違背する行為をしない旨を「取締役会宣言」において定め、社内常時開示をもってこの実効性を確保する。
・監査等委員会は、適切な職務遂行のため監査等の環境の整備に努め、かつ取締役会は、監査等委員会の職務の遂行のための必要な体制の整備に留意する。
・「兵機コーポレートガバナンス・ガイドライン」に従い、監査等委員会に対し、能動的に情報を提示し説明することを可能とする。

**⑦当社の役職員、若しくは子会社の役職員らから報告を受けた者が、監査等委員会に報告をするための体制（当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制を含む）**

**（規110条の4第1項 4,5号）**

・監査等委員会は、取締役会はもとより、支店長会議への参加により重要事項の報告を受ける他、自らも意見を陳述し積極的に各種情報の収集に努める。
・監査等委員会は、リスク管理委員会と情報を共有することにより、各種リスクの発生、対応、進捗状況等について直接・間接的に重要事項にアクセスするように努める。
・「内部通報規程」及び「取締役会宣言」を制定し、社内全体で適用することで、不適切な財務報告や不正に関連する情報が適時に監査等委員会に入るシステムとし、当社の役職員が当該通報をしたことを理由に不利な取り扱いを禁止している。

**⑧監査等委員の本来的職務の執行について生ずる費用等又は債務の処理に係る方針に関する事項**

**（規110条の4第1項 6号）**

・監査等委員会からその業務に係る経費の請求等があった場合は、担当部署において精査の上、その支払いが不適当である場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

**⑨その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

**（規110条の4第1項7号）**

・部支店及び各事業所の大小に関わらず社内全体で同等レベルの精度をもって管理することで、社内全体から監査等委員会への通報の体制のルートが明確となり、必要な報告が適時に監査等委員会に報告される体制を構築する。
・これを「取締役会宣言」で社内担保することで、監査等委員会の監査等の業務の実効性をより高める。

以 上